



空き家・空き店舗 改修補助事業を始めます



阿久根市における空き家、空き店舗の有効活用を通して、市内への移住定住の促進と地域の活性化を図るため、これらを改修して事業活動をしようとする方向けの補助金制度を創設しました。

補助金の概要



1 対象者となる方

- (1) 空き家、空き店舗の所有者（法人を含む。）
- (2) 本市住民（法人にあっては、主たる事務所が本市）であること
- (3) 市税等の滞納がない方 等

2 対象となる改修事業

空き家、空き店舗を店舗又は事務所へ改修する事業

※店 舗…小売業、飲食業、サービス業又は製造業を営む店舗（娯楽業及び風俗を伴う飲食業を除く。）

※事務所…事業の用に供する事務所、店舗、工場等

3 対象経費（経費の合計が300万円以上のものが対象）

- (1) 増改築及び間取りの変更（新築及び建替えを除く。）
- (2) 給排水、電気、通信又はガス設備の改修
- (3) 壁、床又は天井の改修
- (4) 屋根又は外壁の改修

4 補助金の額

対象経費の額に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を限度とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合、総額100万円を限度として加算します。

- (1) 市の主要プロジェクト（寺島宗則旧家保存活用プロジェクト、青果市場跡地活用事業）の実施地区と同じ地区内の空き家等を改修することにより、効果的なプロジェクトの展開が図られると認められる事業…100万円（上限）
- (2) 合併処理浄化槽の設置…50万円（上限）
- (3) 市外から本市へ転入した日から起算して1年を経過する日までに事前協議書を提出した者…50万円（上限）

（ご注意ください）

○ **着工前に事前協議を行っていただき、承認を受ける必要があります。**

（お問合せ先） 阿久根市企画推進課 企画政策係

TEL : 0996-73-1214（係直通）

Mail : kikaku@city.akune.kagoshima.jp